

滝上町水防計画

平成29年3月

滝 上 町

滝上町水防計画

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 水防責任の大綱	3
第2章 水防組織	5
第1節 水防管理団体の組織と機構	5
第2節 隣接市町村管理団体及び消防機関並びに警察官との協力、応援	5
第3章 重要水防区域	7
第1節 重要水防区域の指定	7
第2節 水防施設	7
第4章 通信連絡	9
第1節 気象警報等の通信連絡	9
第2節 町の通信連絡	13
第3節 水防信号	14
第5章 水防活動	15
第1節 水防非常配備体制	15
第2節 監視及び警戒	17
第3節 警戒区域の設定	17
第4節 水防作業及び工法	17
第5節 決壊・越水通報	18
第6節 避難及び立退き	18
第7節 水防解除	19
第6章 協力及び応援	20
第7章 水防標識及び身分証票	22
第1節 水防標識	22
第2節 身分証票	22
第8章 費用負担と公用負担	23
第1節 費用負担	23
第2節 公用負担	23
第9章 水防報告	26
第10章 水防訓練	28
第11章 水防協力団体	29
第12章 円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	30

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 33 条第 1 項の規定に基づき滝上町（以下「町」という。）の水防事務を円滑に推進するため必要な事項を規定し、河川の増水、その他による水災を警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減することを目的とする。

用語の定義

- 1 **町水防本部** 滝上町における水防を統括するため、滝上町に設置する水防本部をいう。ただし、警戒体制、警戒対策本部体制、災害対策本部体制を執った場合は、滝上町地域防災計画（以下、「町防災計画」という。）で定める。
- 2 **水防管理団体** 水防の責任を有する町をいう。（法第 2 条第 1 項）
- 3 **指定水防管理団体** 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。指定水防管理団体は、水防協議会を設置し、水防計画を作成し、水防訓練を行わなければならない等の義務を負う。滝上町は、昭和 55 年 8 月 28 日に指定水防管理団体に指定されている。（法第 4 条）
- 4 **水防管理者** 水防管理団体の長である町長をいう。（法第 2 条第 2 項）
- 5 **消防機関** 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（紋別地区消防組合）をいう。（法第 2 条第 3 項）
- 6 **消防機関の長** 消防本部を置く町にあっては消防長を、消防本部を置かない町にあっては消防団の長をいう。（法第 2 条第 4 項）
- 7 **水防団** 町長は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。指定管理団体は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。滝上町では消防団が水防活動を行う。（法第 5 条、法第 6 条）

- 8 量水標管理者** 量水標、その他の水位観測施設の管理者をいう。水害対策は、町で発生する気象災害に伴う水害に適用する。(法第2条第6項、法第10条第3項)
- 9 水防指令** 知事が、道の機関に対し、水防非常配備態勢につく指令をいう。
- 10 水防警報** 知事が指定した河川等について、洪水等によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法第2条第7項、水防法第16条)
- 11 水防警報河川** 知事が河川で道民の経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定し、公示した河川をいう。(水防法第16条)
- 12 洪水予報** 気象庁長官が、気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められるとき、その状況を周知させるために行う発表をいう。(水防法第10条、水防法第11条)
- 13 重要水防箇所** 堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
- 14 水防団待機水位** 洪水等のおそれがある場合に、量水標管理者が、量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、水防管理者に報告を開始する水位をいう。(水防法第12条第1項)
- 15 氾濫注意水位** 増水時に水防管理者が水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない水位として知事が定める水位をいう。河川の水位が当該水位を超えたとき、あるいは下回ったとき、量水標管理者は、水防管理者に報告する。(水防法第12条第2項、法第17条)
- 16 避難判断水位** 氾濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。(水防法第13条第1項及び第2項)
- 17 氾濫危険水位** 気象庁長官(あらかじめ定められている河川については、国土交通大臣又は知事と共同して)が、気象等の状況により洪水予報を発表するときの基準となる、「洪水のおそれがあると認められる水位」をいう。

第2節 水防責任の大綱

法に定める水防に関係ある機関及び一般住民等の水防上の責任の大綱は、次のとおりとする。

1 水防管理団体

(1) 水防管理団体

法第3条の規定に基づき、滝上町区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

ア 水防団の設置（法第5条）（消防団が水防団を兼ねる。）

イ 平常時における河川等の巡視（法第9条）

ウ 水位の通報（法第12条第1項）

エ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

（法第15条）

オ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）

カ 警戒区域の設定（法第21条）

キ 警察官の援助の要求（法第22条）

ク 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）

ケ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）

コ 公用負担（法第28条）

サ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）

■指定管理団体

シ 水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）

ス 水防協議会の設置（法第34条）

※町防災会議が水防協議会を兼ねる。（法第33条第2項）

セ 水防訓練の実施（法第32条第2項）

ソ 水防協力団体の指定（法第36条）

(2) 水防管理者

滝上町防災会議に諮って北海道の水防計画に応じた水防計画を作成すること。

2 紋別地区消防組合

法及びこれに基づく水防計画の定めるところに従い、消防機関の出動等、水災時の応急対策を実施すること。

3 網走開発建設部

(1) 所管する河川の水防警報の発表に関すること。

(2) 所管する雨量水位観測所において観測した雨量水位を必要に応じ、水防管理者に通知すること。

(3) 所管する河川について維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行う。さらに、洪水

等による危険が切迫した場合において、水防を防御させ、又は被害を軽減させる助言、勧告をすること。

- (4) 網走地方気象台と共同で行う渚滑川水系洪水予報の発表に関すること。

4 網走地方気象台

- (1) 水防活動用気象特別警報、水防活動用気象警報、水防活動用気象注意報及び気象情報等（以下「水防活動用の防災気象情報」という。）の発表に関すること。
- (2) 網走開発建設部と共同で行う渚滑川水系洪水予報の発表に関すること。

5 北海道

- (1) オホーツク総合振興局
- ア 水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導すること。
 - イ 次に掲げる通知を受けたときは、直ちに水防管理者等に通知すること。
 - ① 網走地方気象台が気象の状況により洪水等のおそれがあると認め発表する通知。
 - ② 法第 16 条第 1 項の規定により指定した河川につき、網走開発建設部長が発表する水防警報
 - ③ 網走開発建設部と網走地方気象台が共同で発表する渚滑川水系の洪水予報。
- (2) オホーツク総合振興局網走建設管理部
- ア 所管する河川の水防警報の発表に関すること。
 - イ 道の所管する雨量水位観測所において観測した水位を必要に応じ、水防管理者に通知すること。
 - ウ 所管する河川について維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと。
 - エ 水防管理者に技術指導を行うこと。

6 紋別警察署

- (1) 水災等の情報の収集、人心安定のための広報活動の実施及び水防活動用広報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達について協力を行うこと。
- (2) 危険区域居住者等の避難誘導、被災者の救助等について協力を行うこと。
- (3) 水災時における水防活動用車両の優先通行の確保、交通秩序の維持、各種犯罪の予防取締りを行うこと。

7 居住者等の義務

法第 24 条の規定に基づき、町の区域内に居住する者及び水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関の長から水防に従事することを要請されたときは、これに従うものとする。

第2章 水防組織

第1節 水防管理団体の組織と機構

1 組織

町は、洪水その他による水災の発生又は発生するおそれがあるときは、滝上町災害対策本部条例（昭和38年滝上町条例第5号）に定めるところに準じ、水防に関する事務を処理するものとする。

なお、町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部でその事務を処理するものとする。

2 水防本部各班の業務分担

水防本部各班の組織及び業務分担は、町防災計画第3章「防災組織」第2節「災害対策本部」のとおりとする。

3 消防機関の組織

消防機関の組織は、町防災計画第5章「災害予防計画」第17節「消防計画」のとおりとする。

第2節 隣接市町村管理団体及び消防機関並びに警察官との協力、応援

1 隣接市町村水防管理団体との協力応援

法第23条の規定に基づく隣接市町村水防管理団体との協力応援系統は、次のとおりである。

市町村名	電話番号	消防機関
紋別市	0158-24-2111	0158-23-0119
興部町	0158-82-2131	0158-82-2136
西興部村	0158-87-2111	0158-87-2537
遠軽町	0158-42-4811	0158-42-2050
士別市	0165-23-3121	0165-23-4709
上川町	01658-2-1211	01658-2-1040
下川町	01655-4-2511	01655-4-2119

滝上町

2 消防機関への出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めたときは、消防機関に対し、応急措置の実施に必要な準備、又は出動を要請するものとする。

- (1) 要請を受けた消防機関は、水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- (2) 消防機関に要請する活動等については、町防災計画に定めるところに準ずるもののほか、法に規定されている事項は次のとおりである。
 - ア 増水、氾濫等の応急措置
 - イ 警戒区域の設定
 - ウ 危険区域の巡視
 - エ 情報伝達等
 - オ サイレン、無線、通信施設の使用
 - カ 消防職団員の出動、その他機械・器具等の使用
 - キ その他

3 警察官との協力応援

警察官との協力応援は、町防災計画第6章「災害応急対策計画」第6節「災害警備計画」の定めるところに準じるもののほか、水防管理者及び消防機関の長が協力応援を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりである。

- (1) 警察通信施設の使用 法第27条第2項
- (2) 警戒区域の監視 法第21条第2項
- (3) 警察官の出動 法第22条
- (4) 避難、立退きの場合における通知 法第29条

第3章 重要水防区域

第1節 重要水防区域の指定

1 重要水防区域等の指定

町内河川等で、水防上特に重要な警戒防御区域は下表に次のとおりとする。

《重要水防区域》

水系名	河川名	危険箇所	起点位置 (km)		終点位置 (km)		重要水防区域延長 (km)	備考
			位置名称	距離	位置名称	距離		
渚滑川	サクルー川	左岸	渚滑川合流点	0.00	幸橋	1.80	1.80	
		右岸	渚滑川合流点	0.00	幸橋	1.80	1.80	
	シュトルマップ川	左岸	(道) 旭橋から 0.05 km 下流	0.00	昭代橋	0.80	0.80	
		右岸	(道) 旭橋から 0.05 km 下流	0.00	昭代橋	0.80	0.80	

第2節 水防施設

町内河川の水位及び雨量観測所は、次のとおりである。

1 水位観測

河川名	観測所名	位置	所管	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位
渚滑川	滝ノ上	旭町	北海道開発局 (自記観測)	—	—	—	—
シュトルマップ川	シュトルマップ	滝美町	北海道 (自記観測)	127.73	128.20	—	128.72

2 雨量観測

所管区分	観測所名	河川名	位置	通報先	電話番号
北海道	シュトルマップ	シュトルマップ川	滝美町	オホーツク総合振興局 網走建設管理部紋別出張所	0158-24-2196
北海道開発局	滝ノ上39線	渚滑川	五区	網走開発建設部 遠軽開発事務所	0158-62-2165
北海道開発局	奥札久留	サクルー川	札久留	網走開発建設部 遠軽開発事務所	0158-62-2165
気象庁	滝上	—	一区	網走地方气象台	0152-43-4349

なお、次のホームページから水位・雨量の観測情報を参照可能。

HP名	提供機関	URL	入手できる主な情報
川の防災情報	国土交通省	http://www.river.go.jp/	降雨量、河川水位、洪水予報、ダム情報、レーダ雨量など
市町村向け「川の防災情報」	国土交通省	http://city.river.go.jp/title_city.html	同上
防災情報提供センター	国土交通省	http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/	同上
北海道防災情報	北海道	http://www2.bousai-hokkaido.jp/	気象警報・注意報、アメダス、洪水予報、避難情報など
防災気象情報	気象庁	http://www.jma.go.jp/jma/	気象警報・注意報、洪水予報、天気予報、アメダスなど

3 水防資器材の備蓄

町は、水防活動に必要な水防資器材を備蓄するとともに、必要に応じ町内業者から調達するものとする。

4 水防用土砂採取

水防管理者は、有事に備え土砂を現地に堆積しておくものとする。

第4章 通信連絡

第1節 気象警報等の通信連絡

1 水防活動用気象警報等

水防管理団体又は水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、網走地方気象台及び北海道開発局から発表される次の水防活動用の防災気象情報、洪水予報及び水防警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。

《水防活動用気象警報等の種類》

	種 類	発表機関	摘 要
水防活動用気象警報等 〔法第10条第1項 気象業務法第14条の 2第1項〕	大雨注意報・警報・ 特別警報 洪水注意報・警報	網走地方気象台	一般向け注意報及び 警報の発表をもって 代える
洪水予報 〔法第10条第2項 気象業務法第14条 の2第2項〕	氾濫注意情報 氾濫警戒情報 氾濫危険情報 氾濫発生情報	網走地方気象台 北海道開発局 網走開発建設部 共同	指定河川について、 水位又は流量を示し て行う予報
水防警報 〔法第16条第1項〕	待機・準備・出動・ 警戒又は指示・解除	北海道開発局 網走開発建設部	指定河川地域の水防 管理団体に水防活動 を行う必要があること を警告して発表

2 水防活動用気象警報等の伝達

水防管理者は、水防活動用気象警報の通知を受けたときは、次により伝達を行うものとする。

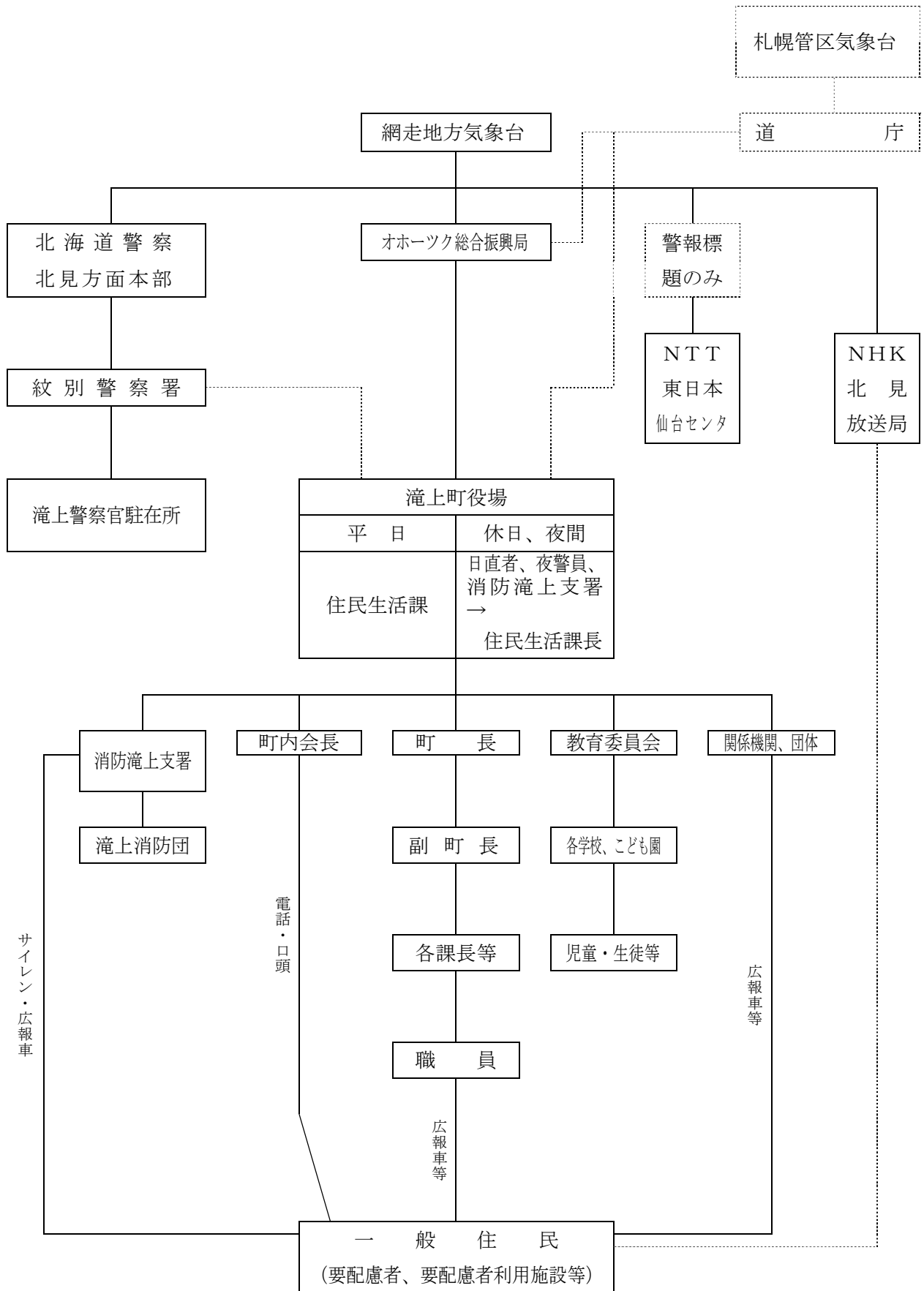
(1) 水防活動用気象警報（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）

町防災計画第4章「災害情報通信計画」第1節「気象等特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達計画」気象警報等伝達系統図のとおりとする。

※水防本部設置後の水防活動用気象警戒等の受理及び伝達は、住民生活課が行うものとする。

(2) 水防活動用気象警報等伝達系統図

※電話その他最も有効な方法により通知する。



《水防警報の種類》

警 報	内 容	発表基準
待 機	不意の出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出動時間が長引くような場合に出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等又は河川状況等により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。
警戒又は指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指して警戒するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を超え災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

※この運用のほか、気象状況、河川状況によりそれぞれの警報を発令できるものとする。

※水防警報基準点以外の観測所で氾濫危険水位に達し、さらに上昇中のときは、水防警報基準観測所において、（氾濫危険水位）に達するおそれがあるので水防警報待機（出動）を発表する。

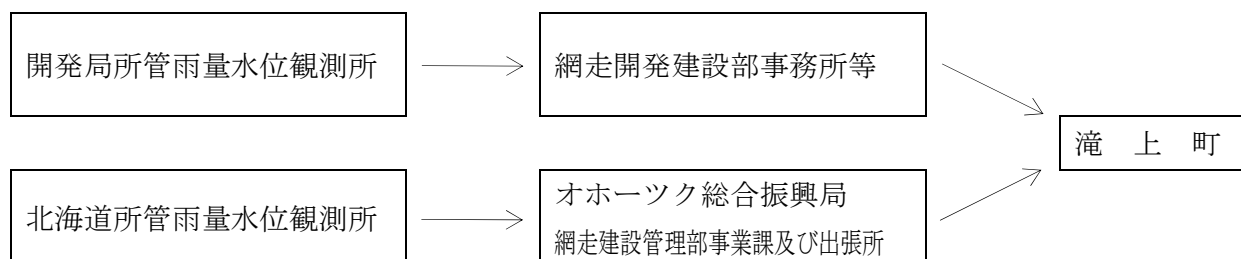
※洪水予報の種類、危険レベル、水位の名称については、次頁の別表参照。

《洪水予報の種類、危険レベル、水位の名称等》

洪水の危険のレベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報(予報文の標題)	発表基準	住民に求める行動等
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	(発表なし)		水防団待機
レベル2 (注意)	洪水注意報	氾濫注意水位	〇〇川氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき	住民は氾濫に関する情報に注意 水防団出動
レベル3 (警戒)	洪水警報	避難判断水位	〇〇川氾濫警戒情報	避難判断水位に到達したとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に到達すると見込まれたとき	住民は避難を判断
レベル4 (危険)	洪水警報	氾濫危険水位	〇〇川氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき	住民の避難完了
レベル5	洪水警報	(氾濫発生)	〇〇川氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導

3 雨量及び水位の観測通報系統図

雨量、水位の通報系統図は、次のとおりとする。



第2節 町の通信連絡

1 町の通信連絡

町の通信連絡は、町防災計画第4章「災害情報通信計画」第4節「災害情報等の報告、収集及び伝達計画」及び第6章「災害応急対策計画」第3節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによる。

また、町と水防関係機関との通信連絡系統は、次のとおりとする。

《町と水防関係機関との通信連絡系統》

連絡先	連絡責任者	第1系統	第2系統	第3系統
滝上町	町長	0158-29-2111 FAX 29-3588		
紋別地区消防組合消防本部	消防長	0158-23-0119 FAX 24-3632	自動車	
紋別地区消防組合消防署	署長	0158-23-0119 FAX 24-3632	自動車	
紋別地区消防組合消防署滝上支署	支署長	0158-29-2049 FAX 29-3663	自動車	
網走開発建設部 (遠軽開発事務所)	所長	0158-62-2165 FAX 62-3096	自動車	
オホーツク総合振興局 (地域政策課)	地域政策課長	0152-41-0625 FAX 44-7261	総合行政情報ネットワーク 6-650-2191 FAX 6-650-4893	自動車
オホーツク総合振興局 網走建設管理部紋別出張所	所長	0158-24-2196 FAX 24-2220	自動車	
紋別警察署	署長	0158-23-0110	自動車	
紋別警察署 滝上警察官駐在所	所長	0158-29-2019	自動車	

第3節 水防信号

1 水防信号の指定

法第20条の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりとする。

《水防信号》

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号	摘 要
第1信号	○-休止 ○-休止 ○-休止	5秒-15秒 5秒-15秒 5秒-15秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	気象台から洪水警報を受けたとき又は 氾濫水位になったとき
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5秒-6秒 5秒-6秒 5秒-6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	町及び消防機 関の全員出動 信号
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒-5秒 10秒-5秒 10秒-5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	本町の区域内 に居住する者 の出動信号
第4信号	乱 打	1分-5秒 1分-5秒 ○-休止 ○-休止	必要と認める 区域内の居住 者に避難のた め立ち退くこ とを知らせる 信号

(備考) 1 信号は、適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。

なお、地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発することとする。

第5章 水防活動

第1節 水防非常配備体制

1 町の非常配備体制

町は、法第16条第1項に規定する水防警報を受けたとき、又は洪水の危険が予想されるときからその危険が解消されるまでの間は、次による非常配備体制により水防事務を処理するものとする。

《町の非常配備基準》

種 別	配 備	配 備 内 容
第1非 常配備	1. 気象業務法に基づく気象に関する情報又は警報が発表されたとき。 2. その他特に水防管理者が必要と認めたとき。	気象警報、情報を関係機関に伝達するとともに、危険区域の状況調査を行う。 状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。
第2非 常配備	1. 気象業務法に基づく気象に係る情報又は警報が発表され、局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2. 気象業務法に基づく気象特別警報（大雨又は暴風）が発表されたとき。	災害応急対策のため、応急対策、救助活動、避難所の開設など、災害発生とともに直ちに非常活動ができる体制とする。
第3非 常配備	1. 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において水防管理者が当該非常配備体制を指令したとき。 2. 予想されない重大な災害が発生したとき。 3. その他水防管理者が必要と認めたとき。	災害対策本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができるようにする。

(注) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

《消防機関の非常配備体制》

種 別	配備の時期	配 備 内 容
第1 非常配備 (待 機)	(1) 水防警報指定河川に水防警報（待機）が発令したとき。 (2) 大雨警報、洪水警報が発表され局地的な被害の発生が予想されるとき。 (3) 水防管理者から待機の指示を受けたとき。	(1) 当務消防隊非常警戒体制に入る。 (2) 当務隊員による担当区域の警戒、巡視に入る。 (3) 消防職員及び消防団員の一部招集し、非番の職員及び団員に待機を指示する。
第2 非常配備 (準 備)	(1) 水防警報指定河川に水防警報（準備）が発令されたとき。 (2) 大雨警報、洪水警報が発表され又は河川等の状況により水防活動の準備を必要と認めたとき。 (3) 気象業務法に基づく気象特別警報（大雨又は暴風）が発表されたとき。 (4) 水防管理者から出動の指示を受けたとき。	(1) 全消防職員及び消防団班長以上を招集する。 (2) 警戒、巡視の強化を行う。 (3) 対策本部に連絡員を派遣し情報の収集を行う。
第3 非常配備 (出 動)	(1) 水防警報指定河川に水防警報（出動）が発令されたとき。 (2) 大雨警報、洪水警報が発表され、又は雨量、水位、流量その他の状況により堤防の溢水、決壊等のおそれがあるとき。 (3) 水防管理者から出動の指示を受けたとき。	消防職員及び消防団員の全員を招集し、水防活動、避難救助活動を実施する。

第2節 監視及び警戒

1 常時監視

水防管理者は巡視責任者を定め、担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。

巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は、当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

2 非常監視及び警戒

巡視責任者は、水防管理者が非常配備を指示したときは、担当する水防区域内の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告し、水防管理者は、直ちに河川管理者等に連絡するものとする。

なお、堤防等の監視警戒にあたり、特に留意すべき事項は次のとおりである。

- (1) 居住側堤防斜面で漏水又は飽水による亀裂及び軟弱化又はがけ崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及びがけ崩れ
- (3) 上端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の水があふれる状況
- (5) 排水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他構造物と堤防の取付け部分の異常

第3節 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

法第21条に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

なお、警戒区域において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

第4節 水防作業及び工法

1 水防作業及び工法

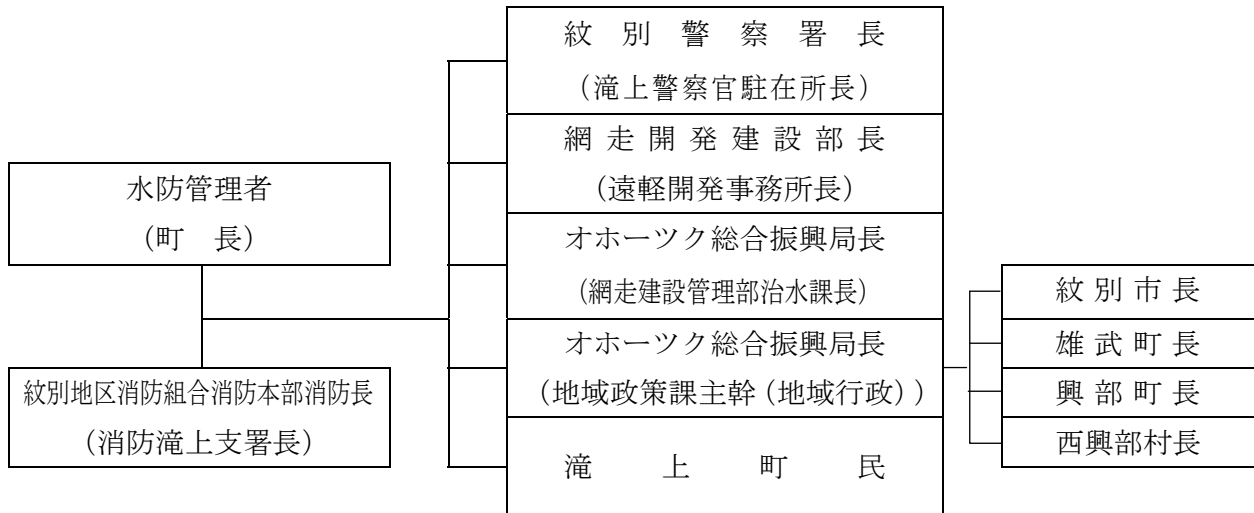
水防作業を行うにあたっては、堤防の構造・流速・堤防斜面・護岸の状態等を考慮し最も有効かつ適切な工法で実施するものとする。

工法については、国土交通省河川局防災課で発刊している「水防のしおり」を参考とする。

第5節 決壊・越水通報

1 決壊通報

法第25条の規定により、堤防等が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者及び消防機関の長等は直ちに次表により通報するものとする。



(注) 消防長及び水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

第6節 避難及び立退き

1 避難及び立退きの勧告(指示)

水防管理者は、堤防が決壊した場合、又は決壊のおそれのある場合は、町防災計画第6章「災害応急対策計画」第4節「避難・救助救出計画」の定めるところに準じ、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを勧告(指示)、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保(以下、屋内安全確保)を指示するものとする。

その際、要援護者に対しては、多様な手段を活用して確実に伝達するとともに、避難支援に万全を期するものとする。

なお、立退きを指示したときは、速やかに北海道知事(オホーツク総合振興局長)及び紋別警察署長に報告しなければならない。解除した場合も同様とする。

2 警察官の避難の指示

警察官は、水防管理者が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は水防管理者から要求があったときは、必要と認める区域の居住者、滞在者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。

この場合において、直ちにその旨を水防管理者に通知するものとする。

3 避難者の輸送、避難場所の指定

避難者の輸送、避難場所の指定は、町防災計画第6章「災害応急対策計画」第4節「避難・救助救出計画」及び第7節「交通・輸送対策計画」のとおりとする。

第7節 水防解除

1 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

1 河川管理者の協力

河川管理者（北海道開発局長又は知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1) 北海道開発局長の協力

- ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTV の映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- イ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- カ 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と北海道開発局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）

(2) 知事の協力

- ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- イ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資器材の貸与

2 水防管理団体相互間の応援

法第 23 条第 1 項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

法第 23 条第 2 項の規定により、応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は、法第 23 条第 1 項の規定による応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等との協定に努めるものとする。

3 警察官の援助の要求

法第 22 条の規定により、水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ当該水防管理団体の区域を管轄する警察署長と協議しておくものとする。

4 自衛隊の災害派遣の要請の要求

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条第 1 項の規定により、水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、町防災計画第 3 章「防災組織」第 3 節「防災関係機関」及び第 6 章「災害応急対策計画」第 22 節「自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより、知事（オホーツク総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

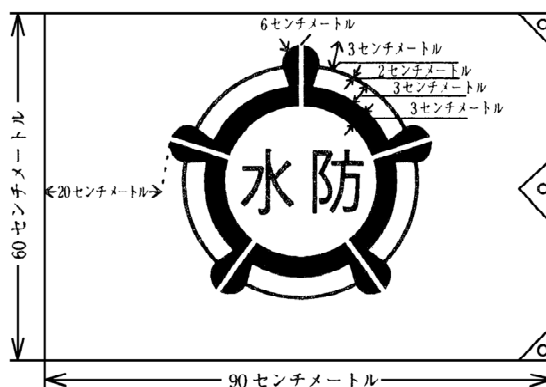
- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由(2) 派遣を希望する期間(3) 派遣を希望する区域及び活動内容(4) 派遣部隊が展開できる場所(5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項 |
|---|

第7章 水防標識及び身分証票

第1節 水防標識

法第18条の規定により、水防のために出動する車両の標識は別図のとおりである。

※資料編7-21：水防標識



第2節 身分証票

法第49条第1項に定める業務を行うための町の職員及び消防機関に属する者の身分証票は別図のとおりとする。

※資料編7-22：身分証票

表	裏
<p style="text-align: center;">水防立入検査証</p> <p>所属 職 氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>水防管理者 印</p>	<p style="text-align: center;">注 意</p> <ol style="list-style-type: none">1 本書は、他人に貸与し、若しくは贈与し、又は勝手に訂正しないこと。2 本書は、身分を失ったときは、直ちに発行者に返還すること。3 本書は、水防法第49条第2項による立入票である。

第8章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

1 費用負担

法第41条の規定により、水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

法第23条第3項及び第4項の規定により、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

2 利益を受ける町の費用負担

法第42条第1項、第2項及び第3項の規定により、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部を、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

第2節 公用負担

法第28条の規定により公用負担命令を行うときは、公用負担命令票を交付して行うものとする。

1 権限行使

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者及び消防長は水防の現場において、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土木、竹木、その他資材の使用若しくは収用
- (3) 建設機械、その他運搬具又は器具の使用
- (4) 工作物、その他障害物の処分

2 公用負担権限委任証

1により、公用負担命令を行うときは、水防管理者、又は消防機関の長にあつてはその身分を証する書類を、また、これらの者の命を受けた者は、次に定める委任を受けた証明書を携行し、関係人の請求のあつた場合は、これを呈示するものとする。

※資料編7-23：公用負担権限委任証

第 号
公用負担権限委任証
住所
職名
氏名
上記の者に 区域における水防法第28条第1項の権限使用について委任したことを証明する。
年 月 日
委任者氏名 印

※縦9cm×横6cm

3 公用負担命令票

公用負担の権限を行使する者は、次に定める証票を2通作成して、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

※資料編7-24：公用負担命令票

第 号
公用負担命令票
住所
氏名
水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。
1 目的物
(1) 所在地
(2) 名称
(3) 種類
(4) 数量
2 負担内容
(使用、收容、処分等について証記すること)
年 月 日
命令者 職
氏名 印

4 損失補償

水防管理者は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、法第 28 条第 2 項の規定により、損失を補償しなければならない。

5 公務災害補償

法第 24 条の規定により水防に従事したことにより、死亡、負傷若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷、病気による死亡、若しくは障害の状態となったときは、法第 45 条の規定に基づき、「市町村消防団員等公務災害補償条例」（北海道市町村総合事務組合昭和 32 年条例第 1 号）の定めるところにより補償しなければならない。

第9章 水防報告

1 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかにオホーツク総合振興局長及び河川管理者に報告するものとする。

- (1) 消防機関に出動を要請したとき。
- (2) 他の水防管理団体に応援を要請したとき。
- (3) その他必要と認める事態が発生したとき。

2 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終了したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までにオホーツク総合振興局長に報告するものとする。【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

※資料編7-25：水防活動実績報告書

水防活動実績報告書

自 年 月
至 年 月

(市町村名)

区 分	水防活動		使用資機材			左のうち主要資材 35万円以上使用団体分				備考
	団体数	活動 延べ人数	主要 資材	その他 資材	計	団体数	使用資機材			
							主要 資材	その他 資材	計	
オホーツク総合振興局分 前回まで		人	円	円	円	—	円	円	円	
月分	—	—				—				
月分	—	—				—				
小 計	—	—				—				
累 計	—	—				—				
水防管理団体分 前回まで	()					—				
月分	()					—				
月分	()					—				
小 計	()					—				
累 計						—				

(作成要領)

- 1 「前回まで」欄は、前回報告にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、畳、むしろ、縄、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材 35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

1 水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を修得させるため、法第 32 条の 2 に定めるところにより水防訓練を実施するものとする。

第 11 章 水防協力団体

1 水防協力団体の指定

法第 36 条第 1 項の規定により、水防管理者は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人であつて、本章 2 に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

法第 36 条第 2 項の規定により、水防管理者は、水防管理団体を指定したときは当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

2 水防協力団体の業務

法第 37 条の規定により、水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供すること。
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 水防団等との連携

法第 38 条の規定により、水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に上記 2 に掲げる業務を行うものとする。

第 1 2 章 円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

1 浸水想定区域の指定

法第 14 条の規定により、北海道開発局及び北海道は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、町長に通知するものとする。

なお、滝上町では、浸水想定区域は未指定の状況である（平成 27 年 3 月末現在）。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

法第 15 条第 1 項の規定により、町防災会議は、洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、町防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

なお、滝上町では、浸水想定区域は未指定の状況である（平成 27 年 3 月末現在）ため、過去の浸水実績を踏まえて、以下に準じて、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合は、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - イ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ウ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出あった施設に限る。）

3 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により、町防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該施設の洪水時の円滑な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

4 洪水ハザードマップ等の配布等

法第 15 条第 4 項の規定により、浸水想定区域をその区域に含む町長は、町防災計画において定められた上記第 2 (1) (2) (3) に掲げる事項(土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号) 第 6 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第 7 条第 3 項に規定する事項のうち洪水時において同法第 2 条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。)を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するものとする。

5 住民への周知

町は、洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップに記載した事項を、ホームページへの掲載その他適切な方法により、住民が提供を受けることができる状態にする。